

第16期 第14回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成30年9月27日(木) 午後2時12分～午後4時51分

2 場所： 豊見城市役所 1階大会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	長嶺 幸雄	大城 空
西部地区	高安 昌俊	

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：仲宗根 翔

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 上原 啓一 ・ 當間 康由

7 現場調査日時： 平成30年9月27日(木) 午後2時14分～午後4時01分

8 現場調査数： 11 件

9 付議すべき案件

報告第 78 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 79 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 80 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 81 号	現況証明願について
報告第 82 号	農地法許可の取消し願について
報告第 83 号	確認願について
報告第 84 号	農地法第18条第6号の規定による通知について
報告第 85 号	農地の現況に関する照会について
報告第 86 号	農地買受人の情報提供について
議案第 40 号	非農地証明願について
議案第 41 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 42 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 43 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 17 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について
協議第 18 号	農用地区域からの除外申請について
協議第 19 号	農用地区域内の一部用途変更について

10. 会議の内容 午後2時12分 開会

会長

第16期豊見城市農業委員会第14回の総会を開会いたします。

(午後2時12分) 開会

会長

今日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第7番委員の上原啓一委員と第8番委員の當間康由委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び仲宗根主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第7番委員の上原委員と第8番委員の當間委員、そして会議書記に大城事務局長及び仲宗根主査を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

本日提案された議案等についての現場調査11件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後2時14分

再開 午後4時01分

会長

再開します。

報告案件に入ります。初めに報告第78号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第78号「農地転用後の利用状況の報告について」

3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 78 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行していきます。
次に報告第 79 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 79 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 報告第 79 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 80 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 80 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 80 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

事務局 次に報告第 81 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局	それでは議案書の 8 ページをお開きください。 報告第 81 号「現況証明願について」 1 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。 以上です。
会長	報告第 81 号についての質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。 特にないようですので、進行していきます。 次に報告第 82 号について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案書の 10 ページをお開きください。 報告第 82 号「農地法許可の取消し願いについて」 1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。 以上です。
会長	報告第 82 号についての質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。 特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。 (はいの声あり)
会長	次に報告第 83 号について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案書の 12 ページをお開きください。 報告第 83 号「確認願について」 2 件ございました。事務局長専決により、願出書を受理いたしましたのでご報告いたします。 以上です。
会長	ただいまの報告第 83 号についての質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。 そのまま進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 84 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは報告第 84 号について説明します。
議案書の 15 ページから 17 ページをお開きください。
報告第 84 号「農地法第 18 条第 6 号の規定による通知について」
3 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 84 号についての質疑を許します。質疑のある方は挙手して
お願いいたします。
特に質疑ないようです。進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 85 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは報告第 85 号「農地の現況に関する照会について」説明いたします。
報告第 85 号の那覇地方裁判所からの農地の現況照会につきまして、去る 9 月
13 日木曜日に、瀬長澄子会長、當銘博職務代理者及び金城敏満委員並びに事務局
職員 2 名で現場調査を行い、協議の上で回答を取りまとめて裁判所に報告して
おります。その内容につきまして、金城敏満委員から報告をお願いいたします。

3 番委員 皆さん、こんにちは。報告第 85 号について説明いたします。
議案書の 20 ページから 21 ページをご覧ください。そこに記載されている 6 件
の土地について、那覇地方裁判所から現況照会があり、去る 9 月 13 日に、午
後 1 時 30 分から瀬長会長、當銘博委員及び私の 3 名の農業委員並びに大城事
務局長、座安主任主事の合計 5 名で現場調査及び回答の取りまとめについて協
議しました。
その結果、字渡嘉敷 534 番 1 は現況地目が「農地」で買受適格証明は「要する」
との回答になりますが、それ以外の字渡嘉敷 8 番、186 番 1、186 番 2、278 番
1、278 番 2 の 5 筆は現況地目が「非農地」で買受適格証明は「不要」と回答
することに取り決めました。

回答の内容については、議案書の 23 ページ、25 ページ、26 ページ、28 ページ、29 ページ、そして 31 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。

会長

ありがとうございます。

ただいまの報告第 85 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に報告第 86 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは報告第 86 号について説明いたします。

議案書の 33 ページと 34 ページをお開きください。

報告第 86 号「農地買受人の情報提供について」ということで、字渡嘉敷東原 523 番 2 の農地について、土地所有者である●●●●●の破産手続開始に伴って、破産管財人である弁護士から当該農地の買受人となる方の情報提供の依頼がされているものです。

つきましては、農業委員の皆様には、この農地の買受をしてもいいという方を探していただきたいと考えております。破産管財人への回答期限というものもございまして、それが 11 月 16 日になっているので、次回の 10 月の総会で探した結果を、また農業委員の皆さん、推進委員の皆さんにお聞きすることになると思います。もちろん、探したけど見つかりませんでしたということであれば、それはそれで、その報告で全く構いませんのでよろしく申し上げます。

以上です。

会長

ただいまの報告第 86 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(5 番委員挙手)

会長

はい、5 番委員。

5 番委員

土地の相場は幾らぐらいなのか。

事務局 相場の値段までは、ちゃんとしたものは調べてはいないです。

8 番委員 大体はわかりますよね。あの辺だと井戸があると 200 円ぐらいですよ。

事務局 手持ちにはないのですが、資料として、毎年県に報告している数字はありはするので、それが基準と言えれば基準になると思うのですが、今、詳しい数字が思い出せなくて。

5 番委員 行ったときに、幾らですよ。

事務局 そうですね。そのときは、また連絡をいただければすぐ答えられるように準備しておきます。

(7 番委員挙手)

会長 はい、7 番委員。

7 番委員 これは探してくださいという依頼の件ですけれども、両隣の地主さんに、まずは聞いていただくというのは。隣接している。そうすると購入しやすいといえますか、つなげて広げればまた。

事務局 要するに、この 1 筆だけをというのは難しいからという。

7 番委員 難しいというか、まずは隣接している地主にやったほうが早いのかなという。

事務局 それは事務局で検討してみますが、同じ親族かなという感じだったような気がします。

会長 ほかにございませんでしょうか。進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に議案案件に入ります。議案第 40 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 40 号「非農地証明願について」説明いたします。

議案書の 38 ページをご覧ください。こちらに非農地の判断基準が記載されております。今回、非農地証明の願出がありました土地につきまして、38 ページの①及び②、両方に該当するものと思われます。次に、議案書の 39 ページをお開きください。これは非農地証明願の現場確認の調査書でございます。この調査書の中の地目の欄、これは上から 3 番目の欄です。登記簿上は畑、現況という箇所がございますけれども、これは 38 ページの①及び②、両方に該当すると認められることから非農地になると思われます。調査員の職・氏名につきましては、本日現場調査を行いました農業委員及び最適化推進委員、それに事務局職員の職・氏名を記入することになります。次に、土地の状況の項目、ここで表土の欄につきましては普通、土質につきましてはジャーガル、形状につきましては傾斜地、位置につきましては高い、状況につきましては山林内で、樹木は密、高木、種類としましてはギンネムとシュロかビロウです。それとオオバギ、雑草も密、それと周囲の欄につきまして、周囲は山林、広がりとしては狭い、土地利用計画につきましては、そこは農振白地で市街化調整区域内に該当すると思われます。そして調査員の意見、一番下の項目、非農地証明相当なのか、それとも証明不可なのか、これにつきましては証明相当になるのではないかと思います。

以上で説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。議案第 40 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第 40 号について、現地確認調査書は事務局説明のとおりとし、非農地証明については証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 40 号について、現地確認調査書は事務局説明のとおりとし、非農地証明については証明相当とすることに決定します。次に議案第 41 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 41 号について説明いたします。
議案書の 41 ページをお開きください。

議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については 5 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 43 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字嘉敷東原 493 番、495 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 2 番につきまして、議案書の 45 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高安後原 978 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 3 番につきまして、議案書の 47 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波当貴原 212 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 4 番につきまして、議案書の 49 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高安後原 986 番、988 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 5 番につきまして、議案書の 51 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字饒波饒波原 235 番 4 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 41 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 2 番から 4 番まではそれぞれ関連しますので、一括して審議をいたします。それでは整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番、3 番、4 番は関連しますので一括して審議します。質疑の

ある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいですか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 2 番、3 番、4 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番、3 番、4 番については許可することに決定しました。
次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて、採決に移りたいと思います。
整理番号 5 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可することに決定します。
次に議案第 42 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 53 ページをお開きください。
議案第 42 号「農地転用事業計画変更承認申請について」
1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。
それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして、58 ページをお開きください。当初計画の土地の所在は与根中原 328 番 2、転用目的は貸駐車場。当該地は既に駐車場として整備済みでございます。変更計画では、転用目的は当初と変わらず貸駐車場で、隣地である与根中原 328 番 13 を含めた駐車場面積の拡大、工事計画として新たに平成 30 年 11 月から 12 月が設定されております。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件の全てを満たしていると考えられます。
議案第 42 号について、説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 議案第 42 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 42 号について変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
次に議案第 43 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 済みません、休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 4 時 25 分
再開 午後 4 時 27 分

会長 再開します。
お願いします。

事務局 それでは議案書の 60 ページをお開きください。
議案第 43 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
4 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。
それでは申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして、68 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長東前田原 296 番 10、転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に、整理番号 2 番につきまして、73 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根中原 328 番 13、転用目的は貸駐車場。当該申請地は、農地法第 5

条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号3番につきまして、78ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原494番6、転用目的は貸駐車場。当該申請地は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号4番につきまして、84ページをお開きください。申請のあった土地は、饒波饒波原235番6、転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第43号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました

議案第43号は1件ずつ審議します。それでは整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号1番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号2番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号2番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて採決に移ります。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて採決に移ります。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に協議第 17 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

協議第 17 号につきましては、農林水産課から説明をさせます。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班の大城です。よろしくお願いいたします。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので説明したいと思います。

資料の 87 ページをお願いします。貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は高嶺 195 番で、面積は 681 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日より平成 35 年 8 月 31 日となっております。

以上です。

会長

協議第 17 号について説明が終わりました。

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 協議第 17 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、協議第 17 号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

事務局 休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 4 時 34 分

再開 午後 4 時 36 分

会長 再開します。

事務局 それでは協議第 18 号「農用地区域からの除外申請」につきましては、農林水産課のほうから説明をさせます。

農林水産課 お手持ちの資料の 93 ページをお願いします。

豊見城市字金良の●●●さんから、金良後原 366 番 4 の 521 m²を農家住宅と農業用倉庫を建てかえするという事で除外申請がありました。位置図としては 94 ページなのですが、わかりづらいので、豊見城市の、こっちが豊見城団地になって下におりていく道です。96 ページにあるように、半分が農家住宅で半分が農業用倉庫として今回申請があったので、そのとおりに行いたいと思って上げました。

会長 協議第 18 号について説明が終わりました。
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長 はい、7 番委員。

7 番委員 ここは土地改良区、第 1 種農地ですよ

事務局 今は農用地。除外したら第 1 種農地になると思います。

7 番委員 一部除外。

農林水産課 実は、この●●さんのところは、金良の市道 41 号線の改良事業があつて、そこで家がなくなるんですよ。その収用にかかっている物件がありまして、今回建てたい建物が 96 ページのような形で、住宅と農業用倉庫なのですが、その場所ではそれぐらいの敷地がないのでこちらに土地を求めているということで、県に相談して、そういった収用関係であれば緊急、要は 1 年以内に家を建てるという条件であれば除外が認められるということを確認して、今回の申請をしましょうと。収用で、要は市の公共事業にこの方に協力していただいている。

7 番委員 そういう理由があるわけだ。

農林水産課 はい。そういうことで除外ができる、条件は 1 年以内ですよという、緊急ということで、何年もやってどうのこうのではなくて。

会長 よろしいですか。

これより採決に移りたいと思います。

協議第 18 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、協議第 18 号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

次に協議第 19 号について審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは協議第 19 号「農用地区域内の一部用途変更」につきましては、農林水産課のほうから説明をさせます。

農林水産課 お手持ちの資料の 99 ページをお願いします。

今回、一部の用途変更ということで、整理番号 1 から 3 までありまして、1 と 2 は同じ申請人の●●●さん、土地の所在地が 102 ページにあります保栄茂 290-1 と保栄茂 304-3 となっております。今回、290-1 につきましては、103 ページと 104 ページの農業用倉庫を建てたいという希望と、保栄茂 304-3 はこれから従業員が 4 名になるということで、そのための駐車場を希望しての申し出となります。

また、3 番の●●●●●さんが、資料の 115 ページにあります保栄茂 554-2 に農業用倉庫と休憩所を建てたいという希望がありました。

●●●さんの配置図としては、お手持ちの資料の 103 と 104 の倉庫を建てたいというところがありまして、●●●●●さんに関しては 117 ページと 118 ページ、コンテナと鉄筋のパイプ組み立ての農業用倉庫としております。

以上です。

すみません、配置図が添付されていなかったみたいなので。

一部は農業用倉庫として許可をもらっている部分なのですが、その隣にある写真に載っている駐車場として使っているところが、そのときに漏れていたらしいので、今回、県と相談したら始末書をいただいて、農業用倉庫として変更してくださいという指示がありましたので、反対側に、この水色のところにトマトの選別、選果する場所と休憩所の農業用施設と一緒に、駐車場、農業用倉庫として変更ということで、304-3 に関しては従業員の駐車場ということで、申し出となっております。

●●●●●さんは、県道 7 号線のこの端っこの部分に、パイプ用の倉庫とプレハブを置きたいとの希望です。

会長

協議第 19 号の整理番号 1 番及び 2 番について説明が終わりました。

関連しますので、整理番号 1 番と 2 番については委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番、2 番については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番と 2 番については豊見城市長に対し

て適正であると回答することに決定します。

次に 3 番について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
これも採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 3 番について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

6 番委員 休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 4 時 46 分

再開 午後 4 時 50 分

会長 再開します。

以上で、本日の提案された議事日程は全て終わりました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧な審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

平成 30 年 9 月 27 日 (木)


午後 4 時 51 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長澄子 

7番委員

上原啓一 

8番委員

富岡康由 